平成２３年（ワ）第８１２号
平成２４年（ワ）第　２３　号　九州電力玄海原子力発電所運転差止請求事件

８１２号事件原告　　石　　丸　ハ ツ ミ、外１２９名

２３号事件　原告　　石　　丸　ハ ツ ミ、外１７名

両　事　件　被告　　九州電力株式会社

準　備　書　面（１）

平成２４年８月２７日

佐賀地方裁判所　民事部　合議２係　御中

原告ら訴訟代理人

弁護士　冠　　木　　克　　彦

弁護士　武　　村　　二　三　夫

弁護士　大　　橋　　さ　ゆ　り

記

第１　はじめに

１　本件両事件は玄海原子力発電所１号機から４号機までの全部を対象としているが、１号機特有の問題としての原子炉容器の照射脆化に対する健全性、３号機特有の問題としてのＭＯＸ燃料のギャップ再開による危険性、以外の１号機から４号機に共通する問題について述べる。

２　２０１１年３月１１日発生の大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、再稼動している原発は関西電力大飯発電所３号機、４号機である。周知のように、この再稼動は政府の強硬な再稼動方針に基づいて、多くの反対を押し切って実行されたのであるが、その根拠となったのは、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価」（以下、「ストレステスト」という）と、「原子力発電所の再稼働にあたっての安全性に関する判断基準」（以下、「四閣僚判断基準」という）である。

３　本件玄海原子力発電所についても、佐賀県古川知事は「九州、日本全体の電力事情を考えれば、もう一度動かす必要があるという考えは変わらない」（８月２２日付佐賀新聞朝刊）との意思を表明しているのであるから、タイミング如何によっては再稼動に進む危険がある。玄海原子力発電所でも、もし、再稼動を進めるならば､その根拠はストレステストと四閣僚判断基準になると考えられるので、これらについて以下批判しておく必要がある。

第２　ストレステストが原子炉施設の安全性基準になりえないこと

１　総合的評価（ストレステスト）とは、設計上の想定を超える外部事象に対する発電用原子炉施設の頑健性についての総合的評価であり、安全上重要な施設・機器等について、設計上の想定を超える事象に対してクリフ・エッジ（炉心溶融等

崖っぷちの状態）に至るまでにどの程度の安全裕度が確保されているか評価する手法で行なわれる。すなわち、ストレステストは、炉心溶融という崖っぷちまでの安全裕度を調べるものであり、ストレステストに合格しても、何ら原子炉の安全運転が担保されるわけではないのである。

２　また設計上の想定を超える外部事象として地震と津波のみがあげられており、それ以外の自然現象、人為事象などは考慮されていない（平成 23 年７月 15 日原子力安全・保安院「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価に関する評価手法及び実施計画」）。原子炉の安全性は様々な自然現象、人為事象などに対して考慮されるべきものである。

原子力安全委員会の文書においても、当委員会が要請した総合的安全評価は、何らかの基準に対する合否判定を目的とするものではなく、設計上の想定を超える外部事象に対して施設の潜在的な脆弱性を事業者自らが的確に把握し、様々な対策を行うこと等により、施設の頑健性を高め、これらの内容について技術的説明責任を果たすことについて、規制行政庁である保安院がこれらの評価結果を的確に確認することを求めたものである。」とされており、安全設計審査指針に代わるものではない。

第３　「四閣僚判断基準」は原子炉施設の安全性基準たりえないこと

１　総論

平成２４年４月６日に４閣僚により「原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準」が決定、発表された。この四閣僚判断基準を満たすとして大飯原発３号機、４号機は再起動された。

しかし、四閣僚判断基準は、以下のとおり到底原発の安全性を担保し得るものではなく、むしろ従前の基準（「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「耐震設計審査指針」という。）等）を大きく緩和させるなどの問題点が山積

されている。

具体的には、

・基準の前提（福島第一原発事故において地震によって機器・配管等が破損したことはない）が実態調査に基づくものではない。

・四閣僚判断基準は、従来の基準（耐震設計審査指針等）を蔑ろにしている。本来であれば、福島第一原発事故を踏まえて、従来の基準より厳しい基準で臨むべきであるのに、福島第一原発事故と同様の炉心溶融にならなければいい、とする従来よりも緩和された基準になっている　等

このように、原発の安全性を担保することができない基準に則って、原発を再起動させるべきではないことは明らかである。

以下、四閣僚判断基準を概観した後、その問題点を詳論する。

２　四閣僚判断基準の概要

四閣僚判断基準は、２つの章立てで構成され、「２」章については、さらに３つの基準で構成されている。具体的には以下のとおりである。

ア　事故の原因及び事象の進展に関する「基本的理解」

福島第一原発事故について、津波や浸水という要因により安全上重要な設備・機器が機能喪失したところに原因があり、地震の影響については、安全上重要な設備・機器が安全状態を保持できる状態にあったと推定される。

イ　原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準

基準（１）：地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための対策が講じられていること

基準（２）：国が「東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても、炉心及び使用済燃料ピットまたは使用済燃料プールの冷却を継続し、同原発事故のような燃料損傷には至らないこと」を確認していること

基準（３）：更なる安全性・信頼性向上のための対策の着実な実施計画が事

業者により明らかにされていること。

３　四閣僚判断基準の問題点

ア『１．事故の原因及び事象の進展に関する「基本的理解」』の問題点

－地震による機器・配管等の破損可能性につき、実態調査をせずにその存在を否定していること－

（ア）配管の経年変化が考慮されていないこと

まず第１に、地震により機器・配管等に破損可能性が存在しなかったとの四閣僚判断基準の「基本的理解」は、パラメータ挙動と耐震解析に基づいているが、その前提に疑義がある。

すなわち、上記「基本的理解」は、福島原発１号機の非常用復水器（ＩＣ）系配管を新品として扱い耐震解析を行っているのである。しかし、福島原発１号機の非常用復水器（ＩＣ）系配管が、取り替えられた時期は１９７５年頃であり、すでに４０年近く経過し相当に劣化しているはずであるところ、耐震解析にあたり、非常用復水器（ＩＣ）の経年変化が十分に考慮されていない。

（イ）地震による影響が考慮されていないこと

福島事故においては地震により配管が損傷したことを裏付ける事実が存在し、地震により配管が損傷した可能性が極めて高いにもかかわらず、四閣僚判断基準においては、地震による影響は考慮されていない。

四閣僚判断基準では、「津波来襲前に重要な配管類が破壊された指摘がある」としつつも、「そうした事実は確認できていない」と断定されているのである。

しかしながら、これまで１号機原子炉建屋内の配管の破損の有無について十分な実態調査がなされた事実はない。「事実は確認できていない」のではなく、確認していないだけである。国は、地震により配管が損傷した事実の有無を確認しておらず、その可能性が否定できないのであれば、安全を期して、四閣僚判断基準において、地震による配管損傷等への対策も講じるべきである。

なお、作業員が目視で建屋内を見て回ったことはあるようであるが、非常用復水器系配管には保温材が巻かれており、目視では破損やひび割れの有無は判断することはそもそも不可能である。むしろ、東京電力が公表した動画をみると、保温材及び保温材の外側を保護する金属板がはがれている様子が映っており、このことからも、配管にひび割れ等損傷が生じていたことが推測される。

イ『２．原子力発電所の再起動にあたっての安全性に関する判断基準』の問題点

（ア）基準（１）の問題点

上記のように、基準（１）は「地震・津波による全電源喪失という事象の進展を防止するための安全対策が既に講じられていること」を求めるものである。繰り返し指摘するが、地震による配管類の損傷は視野になく、「地震・津波による全電源喪失」以外の自然現象・人為事象等による機能阻害喪失事態の進展も対象としておらず、原子炉の安全性の基準とは到底なりえないのである。

（イ）基準（２）の問題点

①四閣僚判断基準は、従来の判断基準を蔑ろにしていること

基準（２）は、「国が『東京電力福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波が来襲しても、炉心及び使用済燃料ピットまたは使用済燃料プールの冷却を継続し、同原発事故のような燃料損傷には至らないこと』を確認していること」とする。これはストレステストと同じことを求めるものであり、ストレステストに対する批判がそのまま妥当する。

第１に、これは、ストレステストのクリフ・エッジ（崖っぷち）、すなわち炉心溶融に至らないことが再起動の基準となるということである。従来は、耐震安全性評価によって、十分な安全余裕を考慮した基準が運用されていたにもかかわらず、福島第一原発事故を機に、基準を厳格にするどころか、逆に緩和し、それを再起動の基準にするというのである。第２に、これは地震と津波のみを問題にするものであり、そのほかの自然現象・人為事象などを対象とするものではない。第３に、過酷事故時の対策の有効性などを調べる２次評価が先

送りされたことである。2012 年 4 月 17 日朝日新聞の記事を以下に引用する。

「　『安全宣言的なものを出すことは考えていません』

ストレステスト（耐性評価）をもとに、関西電力大飯原発３、４号機の安全性を評価していた国の原子力安全委員会。３月１３日、班目春樹委員長は専門家会議の後、『安全宣言はいつ出すのか』と記者に問われ、こう説明した。

その後、安全委員会は再稼働の議論から外れた。４月、経済産業省原子力安全・保安院が、わずか３日間で原発再稼働のための判断基準を作成。その７日後には、野田佳彦首相ら関係閣僚が大飯原発を再稼働しても安全上問題ないと判断した。

ストレステストは菅前政権が昨年７月、導入を『宣言』したものだ。欧州連合（ＥＵ）に倣い、原発の安全の余裕度を算出する。導入方針を保安院が知ったのは前日という唐突ぶりだった。保安院は政権に指示され、あわてて実施計画を練った。一刻も早い再稼働を目指すため、１次評価という簡易テストだけが再稼働の条件となった。

安全委員会はこの方針に難色を示し続けた。『責務として果たさざるをえない』（班目委員長）と、政権に言われて渋々審査することになったが、班目委員長は今年２月、『１次評価だけでは不十分。２次も合わせて総合評価だと思っています』と反旗を翻した。

だが、時間をかけて安全性をより詳しく調べる２次評価は、文字どおり２の次にされた。関西電力をはじめ、電力各社は『再稼働とは関係ない』とばかりに、提出するそぶりさえ見せていない。」

基準（２）は地震や津波に対する耐性を確認する意義があるとしても、これ自体が原子炉の安全性の基準となるものではなく、このような基準に基づいて原発が再起動されることは許されない。

②津波対策（基準（２）（注３））について

津波想定については従来想定より９．５メートル以上の高さの津波に耐えられることを求める、としていることも全く科学的ではない。９．５メートルというのは、従前の東京電力福島第一原子力発電所の想定津波高さが５．５メートルであったのに、今回の地震で最大遡上高さ１５メートルの津波に襲われたというのがその根拠である。９．５メートルという数字が全国各地に立地されている原子力発電所に一律に妥当する数字ではないことは明白である。

原子力発電所が立地されている各地において、想定される津波の高さを十分に検討しなければ、津波対策を策定できるはずがない。

（ウ）基準（３）の問題点

①基準（３）に記載されている対策が計画に過ぎないこと

基準（３）に記載されている対策が、必要かつ重要な対策であるにもかかわらず、あくまで期限を定めた計画とされているだけで、運転開始前に対策の実施を求められていない。

フィルター付きベント設備や免震事務棟の設置等の過酷事故対策として必要不可欠な設備でさえも、２０１５年度中の完成とされているのである。仮に、これから対策がなされるまでの空白の３年間に、福島第一原発事故のような事態が生じてしまった際には、被害の拡大を防止することは困難となるは明らかである。保安院のストレステストの意見聴取会で委員を務める芝浦工業大学の後藤政志非常勤講師は「『３年間は地震も津波も待って下さい』というのと同じこと。新たな安全神話に基づいた再稼働にほかならない」と批判しているのである。

②国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会第９回委員会の黒川清委員長のコメント

平成２４年４月１８日に行われた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（国会事故調）第９回委員会において、原子力安全・保安院の院長である深野弘行氏に対し、四閣僚判断基準についての参考人質疑が行われた。

委員会後に公表された黒川委員長のコメントでは、その中で、判明した事実として、以下のことが挙げられている。

「３．　安全に稼働するために必要な以下のような対策も先送りされ、判断基準の想定を超える災害が来た場合の対策ができていない。

①東京電力福島第一原子力発電所事故の対応で重要な役割を果たしたとされる免震重要棟の設置は「中長期的課題」とされている。

②欧州の多くの国で採用されているフィルタ効果のあるベント設備の設置も「中長期的課題」とされている。

③住民の安全確保にとって非常に重要な住民避難計画等の防災は、判断基準の基礎となっている「技術的知見」において、検討の範囲外と位置付けられている。」

このように原子力安全に関する規制機関の長である深野院長が、基準（３）の不備を認めていることからも、基準（３）に問題があることは明らかである。

４　小括

以上のとおり、四閣僚判断基準の基準（１）は地震・津波による全電源喪失の事象の進展防止のみに焦点があてられていること、基準（２）は福島第一原子力発電所を襲ったような地震・津波のみを問題にし、しかも安全性の確認ではなくクリフエッジに至るまでの安全裕度を見るものであること、基準（３）は安全上必要な対策を先送りにすることを認めている点で、不備が多く、何ら原子炉の安全を担保しうる基準たり得ていない。上記東京電力福島原子力発電所事故調査委員会黒川清委員長は、

①　基礎となっている『技術的知見』に示された対策は、暫定的な原因分析に基づいている。

②　判断基準で想定する事故は、東京電力福島第一原子力発電所事故と同じ事故シーケンスのもの、との前提がついている。

などと問題点を指摘し、事故原因を特定の事象に限定してそれに応じた対策を立てるだけではなく、地震、津波、火災あるいはテロも含めたあらゆる事象にも耐えられる対策をたてるべきではないか、などと提言しているが、まさに問題の本質を突いた指摘であると考える。

したがって、かかる「基準」に合格することを条件に大飯原発を再起動させることは到底認められない。

第４　指針の見直しをまたない再起動は、安全性保障のない拙速な再起動である

１　現在､原子力安全委員会原子力安全基準･指針専門部会に設置されている地震・津波関連指針等検討小委員会及び安全設計審査指針等検討小委員会において、地震・津波関連指針を含めた安全設計審査指針等の見直し作業が進んでいる。

その見直し作業においては、ひとつには全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失に関する検討が行われている。全交流電源喪失及び最終ヒートシンク喪失についての内容検討は､原発の過酷事故の抑制にとって本質的に重要な内容である。

また、耐震設計審査指針の見直し（発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針及び関連の指針類に反映させるべき事項について）においては、津波の影響を加味し、「活断層の引き金的動き」というこれまでにない新たな概念を検討する方針を打ち出している。

２　これらの見直し作業は、重大な原発事故がもたらす甚大な被害を前に、従来の指針では不十分であったことを前提に専門家によって進められているものであり、その検討結果を踏まえた新たな指針を確定した上で、それぞれの原子力発電所が指針にかなっているのかどうかをまず検討すべきである。

特に、耐震設計審査指針の冒頭に書かれているとおり、指針は、発電用軽水型原子炉の設置許可申請（変更申請を含む）に係る安全審査での妥当性について判断する際の基礎を示すものである。原発の再起動の可否を判断するためには、運転にかかわる基礎的な指針が確立していることが不可欠であり、それを欠いた状

態で、停止中の原子力発電所を再起動することは、住民の生存を脅かし、危険にさらす行為にほかならない。

四閣僚判断基準は、「新たな安全規制を前倒し」と説明するが、検討中の指針を前倒しすることなど論理的にありえず、詭弁である。

第５　まとめ

以上のとおり、ストレステストおよび四閣僚判断基準について、いずれも原発の安全性を担保する基準たり得ていない。したがって、現時点においては、原発を再起動させるために依って立つ基準がないのであるから、玄海原発の全てについて再起動は認められないことは論理必然である。